

第2回今治市市民が真ん中検討委員会議事録概要

1 日 時 令和3年12月14日(火) 13:30~15:30

2 場 所 今治市役所 第一別館 11階特別会議室3号

3 議事

1. 開会(あいさつ)
2. 本会議の公開について
3. 議事「市民参画の制度について」
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 策定するルールの形式
 - (3) 策定するルールの内容
 - (4) 市民参画における「市民」の定義
 - (5) 市民参画における「市民」の役割
4. 事務連絡
5. 閉会

4 出席者

- (1) 市民が真ん中検討委員(2名欠席)

A班

前田 眞 会長
小山田 弘憲 委員
長谷部 眞一 委員
安部 有里子 委員

B班

井手 克彦 副会長
村上 ひかる 委員
島崎 義弘 委員
山内 奈々 委員

- (2) 事務局

今治市市民生活課 課長 竹谷 公明
今治市市民生活課 市民生活係長 岡本 由利香
今治市市民生活課 市民生活係 長野 友昭

事務局	<p>時間が参りましたので、ただいまより第2回市民が真ん中検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日の司会を務めます、市民生活課の岡本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたり、市民生活課長の竹谷よりご挨拶申し上げます。</p>
市民生活課長	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第2回市民が真ん中検討委員会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>前回から期間が空きましたので、本日は前回の振り返りを行った上で、前回に引き続き、市民参画制度づくりについての議論を進めていきたいと思っております。</p> <p>また、今回は皆様を2つの班に分け、話しやすい雰囲気づくりも試みております。ぜひ活発な意見交換をお願いして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>会議に先立ちまして資料の確認をいたします。</p> <p>お手元の資料をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第 ・ 資料1 第二回市民が真ん中検討委員会資料 ・ 資料2 今治市が作る市民参画制度の構成（案） ・ 資料3 協働の指針 <p>資料は前方の画面と、各テーブルのタブレットにも表示しますので、見やすい方をご覧ください。</p> <p>市役所の会議はだいたい堅苦しくて面白くないので、この会ではあえて明るい色で資料を作成しています。明るい雰囲気を進めていきたいという意図を感じていただくと幸いです。</p> <p>本日の予定は、議事別紙のスケジュールのとおりです。</p> <p>審議の進行具合によっては、議事の一部は次回に持ち越しとすることもありますのでご了承ください。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>今回は、前回に引き続き第2回の委員会開催となります。</p> <p>前回、既にご挨拶をいただきましたが、欠席の委員がいらっしゃいましたので、改めて事務局から委員のご紹介だけさせていただきますと存じます。</p> <p>愛媛大学社会連携推進機構 教授 前田真様。 NPO法人今治NPOサポートセンター理事長、井手克彦様。 今治商工会議所女性会会長 村上ひかる様。 今治市社会福祉協議会総務部長、島崎義弘様。 今治コミュニティ放送株式会社、FM ラヂオバリバリ放送制作主任 山内奈々様。 NPO法人玉川サイコー理事 小山田弘憲様。</p>

公募委員 長谷部真一様。

公募委員 安部有里子様。

今治市連合自治会副会長 矢野日出男様と、えひめ暮らしネットワーク理事 千々木涼子様はご欠席です。

また、本日リモート参加の方はいらっしゃいません。

事務局

10名中8名の委員にご出席いただいておりますので、定員数の半数を超えておりますので、本審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、今治市の諮問機関の慣例として、会長が議長を務めることになっておりますので、前回に引き続き、これからの進行を会長にお願いしたいと思います。

前田会長

こんにちは、前回より進行を務めさせていただいております。皆さんの協力を得て円滑に進めていければと思いますのでよろしくお願いします。

今日の議題はたくさんあります。前回の振り返りを除いて、今回策定するルールの形や、市民の定義などについて皆さんと、グループで議論できればと思いますのでよろしくお願いします。

ではまず議題1「本会議の公開について」事務局の方から説明をお願いします。

事務局

本会議の公開及び傍聴については「今治市附属機関の会議の公開及び傍聴に関する要綱」により、会議は原則公開とされております。

また、今治市の「今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱」において、審議会を開催する場合にはその概要を記録した会議録の全文記録または概要をホームページで公開することとなっております。

議事録の「概要」をどこまで要約するかの範囲は会議によりさまざまですが、この審議会においては市民参画の推進という趣旨に添い、情報公開の観点から、できるだけ委員の発言の原型を残す形で作成しております。そのため、発言の趣旨に間違いがないか、HP公開前に議事録の案のご確認をお願いする予定です。

なお、議事録の作成にはAIを利用した自動テープ起こしを使用しておりますので、明瞭な録音のため発言時はマイクのご利用にご協力ください。

今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱の規定により、会議録の確認を議長及び議長の指名した出席委員1名以上の署名により行うとありますので対応についてご審議をお願いいたします。

前田会長

それではこの会議は公開として、会議録の署名人は、私と井手副会長でよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

前田会長

異議無しということで、そのように進めます。

前田会長

続いて議事2「市民参画の制度について」に入ります。

前回、この委員会の設置の趣旨、及び、今治市の市民参画の現状とアンケート結果について事務局より説明があり、それに対して意見交換を行いました。

1月半経っていますので、振り返るために、前回の概要について、事務局から説明してください。

事務局

今回の議事を進めるに先立って、前回の「第一回市民が真ん中検討委員会」の内容を取りまとめ振り返り、概要をご説明します。

まず、当委員会の趣旨について再度確認いたします。(資料1 2ページ)

この委員会は、これまでの今治市では、市民にとって重要な事柄を決定する際に、市民の意見が十分に反映する仕組みが十分ではないという現状を踏まえて設置されました。

そのため、この委員会の役割は、「今治市の大切なことを決めるにあたって、市民が必要な情報を得て、それをもとに市に意見を伝え、市政に市民の意見を反映できるような仕組み(ルール)を作る。」ことです。

前回の審議内容の概要は次のとおりです。(資料1 3ページ)

市民参画についての市民アンケートの結果によると、「市民参画したい」という意見が多い一方で、「市政には市民の意見が十分に反映されていない」と評価されていました。

今治市には、明文化された市民参画の制度がありません。またパブリックコメントの制度はあるが、意見は少なく、十分に活用されていないという実情もありました。

このような現状を踏まえ、この委員会では、市民参画を促進するための市民参画のための基本的なルールについて検討することとなりました。

市が作成するルールとして、「指針・手引き」「要綱」「条例」などの形があり、それぞれに特徴やメリット、デメリットがあるので、今治市が目指すところにあわせて形式を選択したいという話になりました。

このルールの形式をどれにするかという結論は前回の委員会では出ておりません。

「指針」「要綱」「条例」についての概要は次のとおりです。(資料1 4ページ)

「指針・手引き」はガイドライン、ガイドブックのようなもので、法的な拘束力はあきませんが比較的自由に作成することができます。

「要綱」は、市の内規にあたるもので、形式は条例に似ていますが、法的な拘束力は

ありません。市民になんらかの義務や責務を負わせることはできず、あくまで市役所のやるべきこと定める形になります。

「条例」は、地方自治体が定める法律にあたり、住民になんらかの義務を負わせたり、権利を制限したりすることが可能です。

これらを踏まえて、委員のみなさまに自由に意見を述べていただきました。(資料1 5 ページ)

- ・ 条例と指針では法的効力が異なるだけで、同じ内容を書くことができる。
- ・ その上で、市が求めるものがどういうものであるかによって形を決める。
- ・ 条例は市民にも責任や役割を求めるものであり、少しハードルが高いように感じた。
- ・ 今治市総合計画の中に、市民参画について記載されており、総合計画自体は議会の議決を得ているので、改めて制度化にあたり条例という形で議決を得なくても良いのではないか。
- ・ 逆に、法的な拘束力をもって市民にもしっかり責任をもって参加してもらいたいなら条例になる。
- ・ 文体の固い条例よりは、指針の方がとっつきやすい。
- ・ いずれにせよ、北風と太陽の寓話における太陽のように、みんなが市民参画したくなる環境づくりが大事である。

なお、井手委員からご発言のあった「今治市総合計画」に、市民参画がどのように位置づけられているかという、資料の次のページのとおりです。(資料1 6 ページ)

現在、今治市が掲げている総合計画は、「第2次今治市総合計画」といい、2016年から2025年の10年間の計画期間のうち、現在は2021年から2025年の後半5年を対象とする「後期基本計画」の期間に入っています。

この後期基本計画は全部で130ページありますので、該当部分を抜粋しております。全文は今治市ホームページで閲覧できます。

「後期基本計画」の「施策の大綱3 みんながつながり支えあうまちづくり」の「施策の方向⑦ 身近で、わかりやすい市政の基盤づくり」の項目に、【現状と課題】として『市民の信頼と市政参加を促進するため、市民が求める市政情報をわかりやすく発信し、広く市民の声を聴き、施策に反映させる』ことが求められている、とあります。それに対する【主要な施策】としては、「市民にわかりやすい市政情報の共有化の推進」が掲げられ、双方向の広報広聴活動や、各施策への市民の意見の反映について記載されています。

ここが市民参画について述べられた部分にあたります。

前回の振り返りについては以上です。

前田会長

ここまでの話を踏まえて、「(2) 策定するルールの形式」について審議します。
事務局の前の振り返りのまとめを聞いて、今治市で作る仕組み、ルールをどのようなものにするか、具体的には、「指針」「要綱」「条例」いずれが望ましいか、ご意見をいただければと思います。(資料1 7ページ)

小山田委員

先ほどの総合計画の抜粋について確認です。

【現状と課題】を読んでみると、内容は別に課題ではありませんが、課題と挙げられているということは、ひっくり返せば、市民が求める市政情報をわかりやすく発信していない、広く市民の声を聴いていない、施策に反映できていない、という現状であると思います。

その下に【主要な施策】として「市民にわかりやすい市民情報の共有化の促進」とあります。前回の説明では、パブリックコメントによる意見の徴収は、あまり活用されてないとのことでした。LINE を活用したアンケートもあるけれど、どこのどなたが回答したかわからないので、声を届けていただけるのは有難いけれど、信ぴょう性には欠けると感じている、というふうに私は認識しています。

何かしらの強制力のあるのが条例というお話でしたが、正直、何かしらの責任なりなんなりを持っていただかないと、結局同じことになるのではないかと思います。

指針なり手引きなりで留めておくと、結局これまでと同じように、パブリックコメントを集めましょとか、SNS で意見を集めたけどどなたの意見かわからないのであまり参考にならないですね、くらいの話に落ち着いてしまうということであれば、大変面倒かもしれませんが、責任という言葉は少し重すぎますが、何かしらの役割を求める条例の方が、これまでとはドラスティックに変わるのかなと思いました。

個人的には、行政というのは、市民がいろいろとやっている中で、普段はあんまり目に見えない方がいいと思っています。ただ困ったときや何かあるときにパッと出てきて助けてくれたり、当たり前のことを当たり前のようにやってくれたりというのが大事なことだと思っています。

それでも、市民と行政がもっと付き合いをしっかりやりたいという話であれば、これまでどおりのやり方なら、これまで通りのことにしかならない気がいたしました。

前田会長

ありがとうございます。

しっかり条例としてルールを作った方がいいのではないかというご意見でした。

他の方はいかがでしょうか。

井手副会長

条例化しないと、いつまで経ってもさきほどの【現状と課題】に対し効果的な対応ができないのではないかとのことです。

前回、総合計画の件に触れておりますが、市が事務事業やまちづくりをするときには、長期総合計画を立てまして、現在の社会情勢や、市の財政状況、そういったものを考えまして、どんなまちづくりを進めるかということで十年間の計画を立てるわけでございます。

計画を立てるときには、当然の事ながら、市民にアンケート調査などを行って、意向を収集しています。そして、総合計画審議会というのを作り、市民の意見を踏まえ、それぞれの事業計画を立てます。基本計画は5年ごとに更新することになっていて、実施計画も同じように5年ごとに更新します。

事務事業すべてがこの中に反映されています。市民の意見を反映しながら進めていくのが基本スタンスになっています。実際には、内容が専門的だということもあって、なかなかいい意見が出てこないという問題もあります。しかし、この計画が円滑に進むためには、最大公約数的な市民の意見がその中に入ってなければいけません。

市民の意見を反映して計画を作ることになると、実際問題としては、A という意見があれば、B という反対意見も出てくる。ほとんどの場合、そういうことが出てくるわけです。

そんな中で、条例化によりことを進めていくとなると、市民の意見を聞く市民参画制度が硬直化してしまって、にっちもさっちもいかないようなことが出てくるんじゃないかと。

私も今までいろんな計画作りに携わってきましたが、そういう事態を考えると、条例化して厳しく制度で縛ってしまうのではなく、弾力的に対応できるようにするほうが、むしろ望ましい施設や諸制度が出来上がっていくのではないかと思います。

前田会長

柔軟な形で対応してもいいのではないかという意見ですね。

この件について、各班で10分程度、意見交換をしていただければと思います。

委員

(各班で意見交換)

前田会長

それでは各班で出た意見の発表をお願いします。

島崎委員

B班ではとても前向きな意見が出ました。

やはり市民の力というか、ボランティアな部分がとても大事で、市民が本当に参加したくなるよう、どのように仕掛けていくかというのが大事なんじゃないかと思います。

個人的にはラヂオバリバリはすごいなと思います。自分が出演しているからではないんですが、やはり、多くの方が聞いているんですね。それと、今治市LINEの公式アカウント。情報がすごくいろいろ入っていて、ワクチン接種予約や、いろんなことができる。

そんな中でこんな意見がありました。市役所からのアンケートは設問が多すぎて答えられない、と。もうちょっと、若い人たちがLINEでアンケートに答えやすくすることが必要なのではないかと。

つまり、次の世代の若い人や、子育て中のお母さん方、学生さんが、いかに参加してくれるかという「仕掛け」が必要になる。

いきなり条例というよりは、いかに参加してくれるかという、「仕組み」をしっかり

作っていくのが大事なのではないかという意見でした。

前田会長

A 班では、今回作るものの位置づけというか、厳しさの程度がどの程度なのという話をしました。

これから新しいことを始めるということ、変化したということ、どのように伝えるかという問題があります。しかし、それは、条例であろうと指針であろうと、発信の仕方によるかもしれません。

それから、市民の人たちが持っている、市政に対する感覚のようなもの。そこに自分たちが関わっているということがわかる、自分たちの意見が聞いてもらえるということがわかる、双方向の関係が実感できるかどうかということ。

また、そういうことがきちんと透明化されていることが大事です。ブラックボックスになっていない、自分が出した意見がどのように扱われたのかがわかること。

それから、みんなが平等の感覚で扱われていること。誰かの意見だけが大事にされているのではなく、みんなの意見が平等に扱われていること。

そういうことが伝わると、参加したいという実感が生まれてくるんじゃないか、それが市民参画を育てていくんじゃないか。

そうすると、条例や指針といった形よりも、中身にそういうことをしっかり書き込むこと、その書き込んだことをしっかり伝えることが大事かなという意見がありました。

そのあたりは徐々に変わっていけばいいので、最初は条例でなくてもいいんじゃないかと受け止めました。

双方の班の話をまとめると、いきなり条例という形ではなく、指針という形で進めていけばいいんじゃないかという意見になるのではないかと思います。

条例・指針の他に要綱というものもありますが、条例か指針かで検討すると、作りやすく、また何かあったときに変えやすいという事で、ひとまず指針を作成するというにご賛同いただいたということによろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

前田会長

それでは、策定するルールは「指針」ということで進めていきます。

続いて3番目の「(3) 策定するルールの内容」についての話に移ります。

策定する指針にどのような内容を盛り込むか、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局

先ほど、ルールの形式を指針とすることでお話を取りまとめいただきましたが、いずれの形式にしても、書き方の違いだけで、盛り込むべき内容は大きく変わらないということで、あらかじめこちらで大枠をご用意しています。(資料1 8ページ)

また指針を作るにあたって、委員の皆様で一言一句まで作っていただくということは考えておりません。

事務局で要点をお示しして、それについて最低限盛り込むべき内容や、これはぜひとも盛り込まなければならないという点について審議し、ご意見をいただいて、事務局で文案を作成し、それを次回の委員会で確認、了承をいただくという流れを考えています。

お配りしている資料2、1ページ目の目次をご覧ください。

指針に盛り込む基本的な項目の案をお示したものです。

あくまで案ですので、議論の中で追加したり、削除したり、分割したり、統合したりという可能性があります。

また、この目次の順にそのままルール作るということでもありません。委員会で得られた意見を、事務局の方で指針なりの形に落とし込む形で整理し、最終的にご確認いただくことを予定しています。

目次の各項目について簡単にご説明します。

おそらく、今の段階ではよくわからない部分もあるかと思いますが、現時点では全体像の把握をお願いいたします。

「1. 前文」、前書きですが、これは「どうしてこの制度を作ったか」「この制度により何をめざすか」といったことを説明や宣言する部分です。前文は必須ではないので、ない場合もありますし、「前文」という名称を使わないこともあります。

「協働の指針」では、「策定の趣旨」や「これまでの経緯」という題でまとめています。

「2. 市民参画する「市民」について」です。

どんな人が市民として市政に参画するか、どのような役割を持つかを定義します。

「3. 市の機関について」では、市民参画における行政側の範囲を定めます。

単に「市」や「市役所」といった場合、多くの方は市役所に入っているすべての部署を想像されると思いますが、実際には教育委員会や選挙管理委員会など、複数の意思決定機関があります。

これらについて、どこが市民参画制度の対象とするかを定義します。

「4. 市民参画の対象」としては、市政のどんなことを、市民参画の対象とするかを議論します。

あらゆる市の業務は市民のために行われますが、市政の細かな事項すべてに市民が参画することは実際には無理があります。

どのような事業や施策で、どのような規模のものを市民参画の対象とするか、例え

ば大型施設の建設や、重要な計画の策定などといった場合の基準をあらかじめ定めておくことができれば、「いつの間にか重要なことが決まっていた」という問題の解決につながります。

「5. 市民参画の手段」は、どのような形で市民参画を行うかです。

前回の委員会の説明でも挙げた、アンケートやパブリックコメント、市長懇談会などの各種の方法、また、それらのうちどの方法を、何種類やるか、期間はどうか、どういう点に注意すべきか、といった話になります。

また、透明性の話で言うと、集めた意見をどのように扱い、どのように反映させていくかというところになります。

たとえば、前回、山内委員からご指摘のあった、平日日中だけでは参加者できる人が固定化するという課題を解決するために「住民説明会を開催するときの開催日時を決めるにあたり考慮する点」などを盛りこむのも、この項目を想定しています。

以上の項目について、今後の委員会の中で、項目ごとに意見をいただいて、その意見を事務局で取りまとめ、次の委員会でご確認いただくという流れを考えています。

その中で、審議する順番を変更したり、盛り込むべき項目を追加修正したり、あるいは一度審議した内容を遡って修正するということもあり得ると想定しています。

審議の順番は、基本的には目次の順を想定しています。

ただ、いきなり「前文」にあたる部分を作るのは難しいので、これは議論の中で醸成された意見を最後に取りまとめる形として、特に異議がなければ、今回は2の「市民の定義」から進めさせていただければと考えております。

以上です。

前田会長

事務局の説明について、質問やご意見はありますか。

特になければ、今日は、市民の定義についてお話をさせていただき、その後、目次の構成に基づいて順次議論をしていただくということで問題ありませんでしょうか。

委員

(異議無し)

前田会長

それでは、先ほど説明のあった策定するルールの内容のうち、前文を飛ばして「市民の定義」についての審議を行います。

市民参画、と一言で言いますが、なかなかよくわかりませんよね。

この制度では何か細かいことをいっぱい決めないといけないのではないかとということもあるので、まずはこの「市民」とは誰かという点からスタートしていければいいかと思います。

事務局から議論をするたたき台として、「市民」とはこういうものだという説明をお願いします。

市民参画における「市民」について、事務局が用意した概要、案についてご説明します。(資料1 9ページ)

「市民参画」という場合の「市民」を定義することは、今治市の施策に参画できる人、参画すべき人を定義するということです。

「市民」は英語の citizen の訳語にあたり、単に「その市に住む人」という意味だけでなく、「国家への義務や権利を有する国民、共同体における主権者」の意味があります。

今治市の市民参画という場合の「市民」においても、単に「今治市の中に住む人」というだけでなく、「主権者」という意味合いが強くなると考えられます。

他の今治市の条例等でいうと、「市民が共におこすまちづくり条例」という、市民協働について定めた条例では、市民は「市内に居住する者及び今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ者をいう」と定義されています。今治市に住んでいる人だけでなく、今治市の発展に寄与したいと考える人も、今治市民であると定義しています。

市民参画における「市民」を定義することは、どんな人が今治市の市政に参加できるか、参加すべきかという、市の考え方を明確にすることです。

たとえば、今治生まれで今は学生として県外にいる人が、故郷の市政に関心を持った際に「いや、でも今は今治市に住んでいないから市民じゃないので参画できません」ということでいいのか、それとも今治に縁がある人ならどんどん今治市政に参画してもらおうとするのかといった、今治市の姿勢、スタイルの問題になります。

指針の場合、ここに書いているから市民参画できる、書いていないから参画できないという完全な線引きになるわけではありませんが、市のあらゆる部署の共通認識のベースになります。

(資料1 10ページ)

「市民参画」における「市民」にどんな人を含むか、事務局で想定した、例をいくつか並べています。あくまで事務局案なので、違うのではないかというものも含まれているかと思えます。

「住民登録している人」を市民とみなすことは、問題ないかと思えます。

「居住者、住民登録はないが住んでいる人」「市内に通勤・通学する人」「法人や団体」「利害関係のある者」などは、他の自治体の制度に例が見られます。

そのほか、考えられるものとして、「現在は今治市に住んでいないが、過去住んでいたか、今後住もうとしている者」や「今治市納税している者」などを例示しました。

市民をわざわざ定義していない自治体もあります。

また、仮にこれらすべてを「市民」に定義するとしても、必ずしも制度内に一言一句、明文化して盛り込む必要はありません。

一方で、「あえて記載する」ことによって、今治市の姿勢をより明確にすることはできます。たとえば、年齢性別といった敢えて記載する必要がないことであっても、「年齢性別を問わず…」といった形で明記することで、どんな人も参画から除外しないという意思を強調することも考えられます。

(資料1 11 ページ)

なお、次の11 ページに、他の自治体の市民参画制度において、「市民」がどう定義されているか、事例を掲載しています。

上の3つ、愛南町、明石市、熊本市は条例ですので、端的に記載されています。

一番下の調布市のものは、指針や手引きに属するものですが、ですます調で詳しく記載されています。

また、指針や手引きにおいては、あえて「市民」を定義していない自治体もあります。

(資料1 12 ページ)

参考までに、12 ページには、条例形式にした場合のサンプルと、詳細に書きこんでみた場合のサンプルを仮に作成して見ております。

先ほどの「市民が共におこすまちづくり条例」における「市民」の定義をそのまま準用することもできますが、改めてこの「市民」には誰が含まれているのか、ご意見をいただければと思います。

前田会長

事務局の説明を聞いて、ご意見や質問はありますか。

では、ここで、各テーブルで、「市民」とはどういう人のことか、自由に意見を交換する時間をとります。

B 班は社会福祉協議会の島崎委員に進行をお願いします。A 班は私が入って一緒に議論したいと思います。

14 時 20 分まで各テーブルで意見交換を行ったのち、どんな意見が出たか発表します。

具体的に、どんな人に参画してほしいか、どんな人が参画すると今治市がよくなるか、逆に言うとどんな人は参画の対象ではないのか、といったことについて、自由に意見を出し合っていただければと思います。

委員

(意見交換)

前田委員

では各グループで話した内容の発表をお願いします。

B班です。(図1参照)

基本的には、「協働の指針」の15ページの第2条に定義する「市民」、ここでは「今治市内に居住する者及び今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ者」というところからのスタートでした。

「居住する者」というのはとてもいいんですが、「今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ者」という表現は固いので、そのあたりをどうするかという議論がありました。

住民票の有無や、納税者という定義では、かなり限られてくるという話になりました。そこで、まずは「居住している人」、その中には「外国人」も含まれます。それから「通学・通勤者」もOK、それから「市内の法人」というのも一つの枠組みとして考えられます。

それから心の部分。私はこの意見にびっくりしたんですが「今治に本籍のある人」。本籍というのはとてもアイデンティティに繋がるものです。本籍は自由に移せるものでありながら、例えば神戸や大阪に引っ越してもわざわざ今治に本籍を置いたままの人というのは、ルーツが今治市であるという意識が強いのではないかと。井手委員からそのお話を教わって勉強になりました。

それから、「ふるさと納税者」。今治を応援する気持ちのある方。

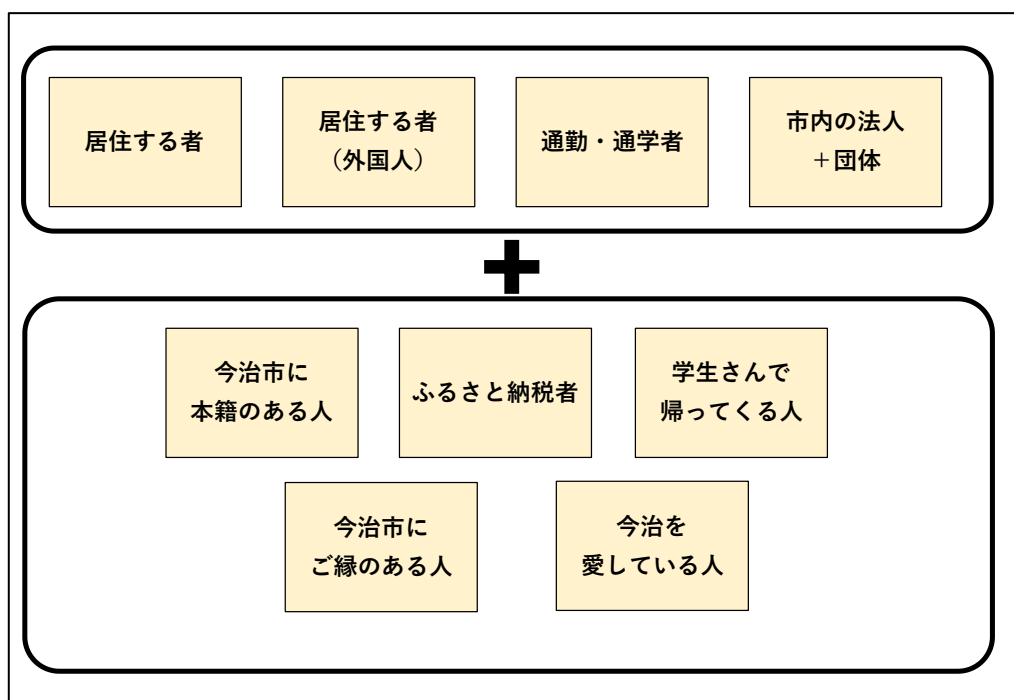
また、「学生」さん。今治に住民票があるけれど、いったん東京・大阪に出ている学生さんもやがて今治に帰ってきたいという思いのある方がいます。

それから、これは良いですよ。「今治にご縁のある人」。曖昧ですよ。ご縁があるっていったらお遍路さんも全部ご縁がありますよね。

最後に、ここが決めどころです。「今治を愛している人」。これも曖昧な表現ですが、うちのグループで出た貴重なご意見だと思います。

以上で発表を終わります。

図1 B班の記録



前田会長

ありがとうございます。

A班も同じような話がたくさん出ました。(図2参照)

出た意見を大きく枠でくくったときに、主権者、主体者というのが一つ。関係人口というのが一つ。そういう、二つくらいのグループ分けができるんじゃないかという話をしました。

主権者の方の中身としては、「法人、企業」それから「市民活動団体」。個人では「納税者」「住民票のある人」「本籍のある人」「子ども」さん。

それから今治に意見を言いたいという「希望者」。「行政マン」も、当然入りますよね。

関係人口にあたるかもしれませんが「転出した人」や「今治で働いている人」「今治で学んでいる人」、また逆に言うと「市外で学んでいる人」「市外に務めている人」もあるかなど。

また、これは見えない部分ですが「次世代の子どもたち」「これから今治に転入する人たち」というもの、市民としての位置づけがあっているのではないかと。

それから「外国人」ですね。

一方で、関係人口に含まれるのは、例えばサイボウズの青野さんや、FC今治の岡田監督に代表されるような、「今治出身者」「今治に関心のある人」たち。こういう方たちは「有識者」にもあたるかもしれません。

それから、今治市が行っているサービスの「受益者」。

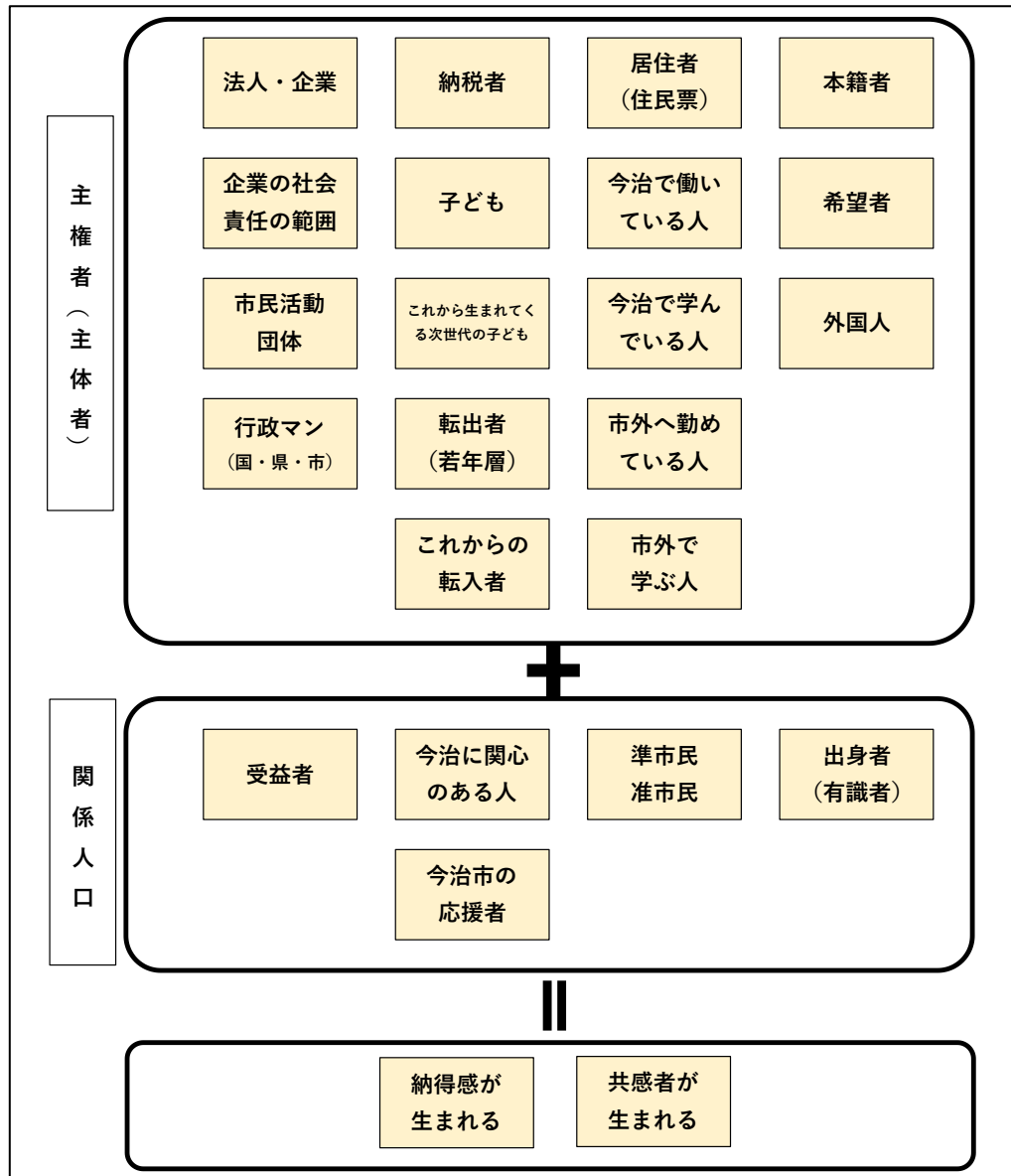
「転出した人」、出て行ったけれど、若年者で今治に戻ってきたい人。

そういう人たちが今治の応援団になってくれればいいんじゃないかなど。

こういう人たちと意見を交わすことによって、いろんな納得感、共感が生まれてくるかな。それを生み出すための仕掛けができれば良いという話をしました。

また、参画の対象とならない人が意見を言うのは自由だけれど、それを受け止めるか、受け入れるかというのは別次元で話ができるばいいよねという話もしました。

図2 A班の記録



ここまでの意見を踏まえた上で、「市民の定義」というのは、次回の議論となる予定ですかね。

事務局

今回の意見を踏まえて、事務局の方で「市民の定義」をとりまとめた案を作成して、このような形でどうですかとお示しする予定です。

前田会長

ということで、事務局への宿題となりました。

まだ時間がありますので、続いて、市民の役割についての審議に移ります。

「(5) 市民の役割」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

「市民の役割」ですが、ここまで話し合っていた「市民」がどんな方なのかということ踏まえて、市民参画において市民はどのような立場で、どのような役割を果たし、どのような責務を果たすのかという点について、明記する部分にあたります。これは、市民が主体的に、責任を持って、じぶんごととして市政に参加するのだということを示す部分です。

市民に責務を負わせるということになりますので、基本的には条例に記載されることが多いようです。

14 ページに上げた他市の例はすべて条例です。

要綱の場合は、市の内規であるため、記載していないことが多いようです。

指針、手引きに記載する場合、責務を負わせる書き方はできませんが、市民にも理解を求めながら、協力して市民参画を進める意図、市の考え方を書き込むことはできるのではないかと考えます。

以上です。

本日はスケジュールの都合上、議論の時間はあまりないのですが、他市の事例を紹介いたします。

(資料1 15 ページを読み上げ)

前田会長

市民の役割というのは、言葉にすると確かにこんな感じなのかなと思います。

議論をしていく上でもう少し言うと、「公益性」というものが大事なのではないかと考えています。公益を担うものが、市民なのではないかというイメージがあります。

では「公益」とは何かというと、漠としてわからない。

「私益」だと、自分の利益に関する事。

「共益」だと、共通の利益のこと。建設業組合とか、商工会議所なんかも商工業者のための共益的な団体ですよ。

「公益」は全体の利益のことですが、共益と公益の区別はすごく難しい。商工会議所の事業も、公益的事業といえることもある。たとえば、商工業の発展を通して社会に貢献するという言い方をすれば公益性に変わる。あるいは私益でも、自分が利益を上げることで、納税などで地域の発展を促して公益につながることもある。

だから、「公益」ってとても曖昧な部分があります。

また、たとえば、4つの隣接する市 ABCD があって、A 市のための事業というのは基本的には公益です。

しかし、例えば4市が合同でゴミ処理施設を作りたいとなったとき、もしC市に作るとすると、C市の人は反対することが多い。それは、C市の住民の共益を守るためです。けれど、4市全体の視点では公益なんですよ。4つの市全体での公益は、ゴミ処理場ができること。しかし、どの市に置くかの問題になると、共益の話だし、「地域エゴ」とも言われる。

こういうことを考えるときに、「公益を担う」って、微妙なところがあるのではないのでしょうか。

そういう点をイメージしながら、先ほどの「市民」の役割というのを、考えていけないといけないのかなって思います。

そのあたりは漠としたものではあります、残りの時間、10分ほどですが、班でフリートークしていただければと思います。

委員

(意見交換)

前田会長

では各班でどのような意見が出たでしょうか。

島崎委員

B班では、私益・共益・公益の話がとても興味深く、ここは深く議論しないといけないという話になりました。

前田会長

A班では、共益・公益は判断が難しく、正解もないし、という話をしました。

結局、目の前にいる人だけを相手にすると共益になりがちである、その外にいる人たちをどうイメージするか、それができれば公益に近づくのではないか、またそのペースにあるのは公正さや、お互いを思う気持ち、支えあう気持ちだったりするのではないか。みんな、そういう力を身につけられるような形にしていくことが、公益性を生み出すものになるのではないかという話をいたしました。

まだまだ語りつくせない、次回も続けて「市民の役割」について議論いたします。今回の話を次回まで頭の中に留めておいて、色々なことを、これは公益か、共益かといった視点で意識していただければと思います。

それでは事務局に司会をお返しします。

事務局

前田会長、ありがとうございました。

今後はお渡しした資料2の項目について、順次議論を進める予定ですので、ご承知ください。

以下は事務連絡です。

次回開催日は2月中を予定しております。

出席可能日を後日ご回答ください。

また、お手元に、意見を記入する用紙をお配りしております。

本日の委員会の中で意見を言い切れなかったこと、言い忘れていたことなどありましたら、今週中にご提出ください。この紙に書いていただいても結構ですし、メール

でも結構です。このご意見も後日共有し、参考にさせていただきます。

事務連絡は以上です。

市民生活課長

長時間ありがとうございました第2回市民が真ん中検討委員会はこれで終了いたします。

一回目の反省も踏まえ、今回は小さい班でお話をさせていただきました。拝見したところ、活発に意見交換されていらっしゃるようでしたので、次回以降も、こんな形で進めさせていただけたらと思います。今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

議事録署名人
